

## 「藤沢市地域福祉計画2026」の策定について

### 1 計画の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条において、地域福祉の推進に関する事項として、福祉の各分野に共通して取り組むべき事項等を一体的に定めるもので、市町村が策定するよう努めるものとされています。

本市では、平成27年度から令和2年度までを計画期間とする「藤沢市地域福祉計画2020」に基づき、地域福祉を推進してきましたが、今年度が計画改定の年度であることから、国の動向や地域の状況、さらにはパブリックコメントでのご意見等を踏まえ、改定案を作成しました。

### 2 計画の期間

令和3年度～令和8年度（6年間）

※中間年度である令和5年度に中間見直しを行います。

### 3 これまでの経過

(令和元年度)	
6月	・令和元年度第1回地域福祉計画推進庁内連絡会議・推進委員会
8月	・令和元年度第2回地域福祉計画推進庁内連絡会議・推進委員会
11月	・地域福祉に関する市民アンケート調査 ・令和元年度第3回地域福祉計画推進庁内連絡会議・推進委員会
1月	・地域福祉関連団体等へのヒアリング調査（～令和2年度）
3月	・令和元年度第4回地域福祉計画推進庁内連絡会議※1
(令和2年度)	
7月	・令和2年度第1回地域福祉計画推進庁内連絡会議・推進委員会
8月	・令和2年度第2回地域福祉計画推進庁内連絡会議・推進委員会
11月	・令和2年度第3回地域福祉計画推進庁内連絡会議・推進委員会 ・パブリックコメント（市民意見公募） 11月25日～12月24日
12月	・12月市議会定例会 中間報告
1月	・令和2年度第4回地域福祉計画推進庁内連絡会議・推進委員会
2月	・2月市議会定例会 最終報告

※1 令和元年度第4回地域福祉計画推進委員会は、新型コロナウイルスの影響で中止

#### 4 パブリックコメント（市民意見公募）の実施

計画の見直しにあたって、広く市民の皆様からご意見をいただくため、計画素案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

##### （1）実施結果概要

実施案件	（仮称）藤沢市地域福祉計画 2026（素案）	
実施期間	2020年（令和2年）11月25日～12月24日	
提出数	5通（持参：2通，FAX：3通）	
意見総数	11件	
提案・意見	計画全体について	2件
	人材づくりについて	3件
	地域づくりについて	1件
	しくみづくりについて	5件

##### （2）反映状況

意見等の反映状況	件数
① 計画に反映させる	1件
② 計画に考え方が含まれている	6件
③ 今後の取組の参考とする	4件
計	11件

##### （3）主な意見

- ・ICT等の普及啓発について
- ・退職後に地域で活躍するきっかけづくりについて
- ・再犯防止にかかる団体間連携について

※ご意見に対する市の考え方を、令和3年1月25日から2月24日まで、市のホームページで公表しております。

#### 5 計画の概要

##### （1）めざすべき将来像と基本目標

「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまちふじさわ」をめざすべき将来像として掲げ、SDGs等の視点を踏まえ、地域福祉を推進します。

また、めざすべき将来像の実現に向け、重点的に取り組むテーマとして、3つの基本目標を定めています。

## 《藤沢市地域福祉推進ビジョン ～めざすべき将来像～》

一人ひとりが主役  
共に支えあい  
安心して暮らせるまちふじさわ



### 《基本目標》

**基本目標 1** 地域に関心を持ち，行動できる人材づくり

**基本目標 2** お互いが見守り，支えあい，つながる地域づくり

**基本目標 3** 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

### (2) 基本的な方向（体系図）

めざすべき将来像や基本目標のほか，11本の施策の方向性及び27本の施策の展開を位置づけています。

今回の改定では，改正社会福祉法において示された包括的・重層的な支援体制の視点，さらに意思決定支援や更生支援に関する事項等，国の動向や社会情勢等を踏まえた点を新たに盛り込んでいます。

## 6 計画の進行管理方法

本計画においては，PDCAサイクルの手法を活用して進行管理を行い，計画に基づいて効率的かつ効果的に施策・事業を実行することで，地域福祉における課題解決を図っていきます。

また，外部委員で構成される地域福祉計画推進委員会及び庁内関係各課で構成される地域福祉計画推進庁内連絡会議において，計画及び施策の進捗状況などを基に，地域福祉の推進に向けた施策について検討を行います。

## 7 計画本編

資料2参照

以上

(事務担当：福祉健康部地域包括ケアシステム推進室)